

歯科口腔健診事務手続きに係る Q & A

2026. 5. 24 島根県後期高齢者医療広域連合

Q1 後期高齢者健診で用意するものとして、健診票・問診票以外にもいろいろ書いてあるが、すべてそろえる必要があるのか？医療用のものが必要か？

A1 体重計測は家庭用の体重計(100g単位で測定可能)で計っていただければ十分です。身長計測は2mぐらゐの裁縫等のメジャーを壁に貼り付けるなどして計測してください。下腿周囲長測定も裁縫用などのメジャーで十分です。

聴診器についてですが、嚥下機能を評価する RSST テストは嚥下機能の低下がないかを調べる重要な検査であるため、より正確に行っていただく必要があります。そのため嚥下時の「ゴクン」という音を聞いて数える方がよりわかりやすく正確に判定できるため、おすすめしています。検査前に一度洗口していただき条件を一定にして行ってください。

握力計についても、各医療機関でご用意ください。

Q2 グミは誰が準備するのか？

A2 健診に必要な物品の購入に係る費用は委託料に含まれております。グミも健診に必要な物品となります。

健診に必要なグミは、各医療機関で用意してください。歯科医師会に加入している医療機関では、地区歯科医師会でまとめて購入している場合もありますので、各地区歯科医師会へお問い合わせください。購入先、購入方法の情報は別紙の「グミキャンディの購入方法について」をご確認ください。

Q3 受診対象外の長期入院、施設入所者に対して、受診券は最初から送られないのか？

A3 送付されません。4月現在、広域連合で判明している長期入院及び施設入所者の方は、リストから除外し名簿を作成します。さらに精度を上げるため、その名簿を市町村に送付し、市町村で判る範囲の除外者を選定した名簿を再作成し、それに基づき受診券を送付いたします。

Q4 対象外の施設とはどのようなところを指すのか？

A4 高確法第55条第1項第2号から5号までに規定する施設です。島根県高齢者福祉課のホームページでご確認ください。

以下の施設が該当します。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、養護老人ホーム、介護老人保健施設、

介護医療院、障害者支援施設、特定施設(サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)) 等

* 上記特定施設のうち、地域密着型特定施設を除く

なお、サービス付き高齢者向け住宅とは有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅のうち「特定施設入居者生活介護」の指定がある施設を指しており、除外対象となります。(県内では5施設)

これ以外のサービス付き高齢者向け住宅の入所者の場合は受診可能です。

Q5 請求はその月の分は翌月の10日までに請求するのか、健診期間終了後にまとめて請求するのか、どちらの方法で請求したらよいか？

A5 各医院において当月の健診分を取りまとめ、翌月の10日までに取りまとめた 健診票、問診票、受診券、請求書 をレターパックに同封し広域連合に到着するよう郵送でお願いいたします。お支払いは翌月の25日頃～末日になります。

例：6月中の健診分を各医院にてとりまとめ→7月10日までにレターパックで(問診票・健診票・受診券・請求書)を郵送 広域連合到着→7月25日頃～末日に指定口座へ入金

Q6 健診期間が終わったら書類はどうすればいいか？

A6 後期高齢者歯科口腔健診の実施期間は6月～12月末です。

市町村により実施期間は異なりますが、他市町村の受診希望者が来られる場合がありますので、12月末まで健診票、問診票、レターパック等の書類は保管いただき、1月以降に余ったものを当初お送りしている書類返信用封筒(茶色マチなし送付伝票貼付け済み)でご返送ください。

なお、この返信用封筒の送付費用請求先は広域連合に設定してあります。費用負担はありませんので、必ずこの封筒を使って返却してください。

また、この返却用封筒に実施済みの請求書や健診票が入っていることがあります。紛失を防ぐため、請求に係る書類(受診券・健診票・問診票等)は必ずレターパックで提出してください。

Q7 レターパックが不足したらどうすればよいか？

A7 上記のとおり6月～12月の間は、医療機関所在地の実施期間が終了していても、他市町村の被保険者が受診されることがあります。

これにより請求時のレターパックが不足した場合は、別途お送りします。広域連合までお知らせください。

Q8 健診受診の時に受診券を持参されなかった場合はどうしたらよいか。

A8 健診を受診するためには、広域連合から送付した受診券が必要です。

健診予約の際に、受診券を持参してもらおうよう声かけをお願いします。

受診券を紛失された場合は、歯科健診の対象者かどうかを確認した後、お住まいの市町村で再発行を受け、準備していただくよう依頼してください。

それでも、健診当日に受診券を持参されなかった場合は、広域連合へ問い合わせ(電話 0852-40-0043)し、対象者かどうかの確認をしてください。

Q9 健診受診の時に受診券を切り取って持参された場合はどうしたらよいか。

A9 対象者へ送付した受診券は、「切り取らない」と記載していますが、ミシン目がついているため、切り取って、持参される場合があります。

持参した受診券が受診券番号、氏名、住所などの記載のある真ん中部分であれば、そのまま請求時に送付していただいて結構です。

なお、持参した部分が1枚目、3枚目部分の場合は、広域連合へ電話連絡(直通 0852-40-0043)し対象者かどうかの確認をしてください。

Q10 訪問健診対象者であるが、必要書類が送られていない場合はどうしたらよいか。

A10 訪問健診対象者は、通常の歯科口腔健診対象者に加え、①要介護度3以上の②在宅で生活をしており③医療及び介護保険で歯科の管理を受けていない人が対象となります。

訪問健診の対象となるかどうか、お住まいの市町村へ連絡し確認をした後、必要書類の送付を依頼してください。

Q11 対象者の住所地が変更となったが、歯科口腔健診は受診できるか。

A11 当広域連合が実施する歯科口腔健診は、島根県後期高齢者医療広域連合が発行する被保険者証、資格確認書又はマイナ保険証をお持ちの方になります。島根県内で住所地が変更となった場合は、歯科口腔健診を受診いただけます。

島根県外に住所地が変更となった場合は、当広域連合が実施する歯科口腔健診は受診できません。異動先の自治体で受診できるかどうかは担当窓口にお問い合わせください。